

# 訴状 ( )

平成19年 3月20日

横浜地方裁判所 御中

原告 当事者 渡辺 博明  
送達連絡先 XXX  
XX

原告 当事者 小林 麻須男  
送達連絡先 XXX  
XX

原告 当事者 諏訪 謙司  
送達連絡先 XXX  
XX

被告 藤沢市 (藤沢市長 山本 捷雄)  
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1

「ごみ有料化条例」の無効確認等請求事件

訴訟物の価額 金  
貼用印紙額 金

## 第1 (請求の趣旨)

- 1 被告、藤沢市 (藤沢市長 山本 捷雄) は、平成18年9月28日 藤沢市条例第19号 (以下「改正条例」という) をもって藤沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条令 (平成5年藤沢市条例第38号) (以下「ごみ有料化条例」または「旧条例」という) の一部改正を公布し、その実施を平成19年10月からとした。この「改正条例」の施行に伴い原告らに強制的に課せられる、ごみ指定袋購入による手数料支払い義務はないとの確認を求める。
- 2、この「改正条例」の一部条項が地方自治法、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下、「廃掃法」という) に関して違法であり、無効であるとの確認を求める。
- 3、裁判費用は、被告負担とする。

## 第2 (請求の原因)

### 2-1 事実確認 経緯と条例改正項目——一般家庭ゴミ収集有料化の要旨

平成18年9月藤沢市議会は「ごみ有料化条例の改正」を可決し、藤沢市は、平成18年9月28日、藤沢市条例第19号を公布し、実施時期は平成19年10月1日とした。今回の条例改正は、「改正条例」第22条第1項によって、「旧条例」に於いて、今まで別々に定義されていた「産業廃棄物」及び「事業系一般廃棄物」をまとめて「事業系廃棄物」と定義しなおし、「旧条例」22条で手数料を徴収できると規定されていた「事業系一般廃棄物」に今まで無料であった家庭用一般廃棄物を包含せしめ、「改正条例」第22条-2の追加及び第28条第1項の修正によって、全てのゴミ、即ち「産業廃棄物」、「事業系一般廃棄物」及び「家庭系一般廃棄物」を全て、カ

テゴリー毎に異なる有料指定袋の購入によって、その収集・運搬・処理に関する行政事務に手数料を徴収できるとする手数料の改訂である。一般住民にとっては、指定袋の義務的購入、手数料徴収の改訂であり、今まで、無料であった一般家庭・市民全員に、ごみ処理手数料支払い義務を、即ち、その排出量に応じて指定袋の購入義務を生じせしめる地方自治法違反の改正である。「旧条例」22条で手数料を徴収できると規定されていた一般廃棄物は、旧「廃掃法」に於いて手数料を徴収できると明示されていた所謂「事業系一般廃棄物」であって、これは、適法であった。

「ごみ有料化条例」の改正部分と問題点は以下のとおり。(下線部分、旧条例。網掛部分、重要な追加、改正点)

#### 1) 旧条例17条の改訂——2項の削除

事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任に於いて生活環境の保全上支障の無い方法により適正に処理しなければならない。

2 市は、事業者が事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することが出来ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、その処理をすることが出来る。この場合に於いて、市は当該事業者に対して、その処理につき、必要な指示をすることが出来る。(削除)

#### 2) 旧条例22条の改定

あ) 第22条の見出を「市が処理する事が出来る産業廃棄物」を「市が行う事業系廃棄物の処分等」に改める、  
い) 同条第1項を次のように改める。

旧条例22条 市は、法第11条第2項の規定により、廃棄物の処理施設を損傷する恐れ無く、一般廃棄物の処理に支障がないと市長が認める範囲内の産業廃棄物を処理することが出来る。——を

市は、事業者が自ら適切に処理する事が出来ないと認めるときは、事業系一般廃棄物及び廃棄物の処理施設を損傷する恐れ無く一般廃棄物の処理に支障がないと市長が認める範囲内の産業廃棄物(以下、これらを「事業系廃棄物」という)を収集し、運搬し、及び処分することが出来る。——と改める。

参考 法第11条 事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物と併せて処理する事の出来る産業廃棄物その他市町村が処理する事が必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行う事が出来る。

う) 第22条の次に次の1条を加える。

(一般廃棄物等の排出方法)

第22条の2 占有者及び事業者は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物(事業系一般廃棄物を除く。第28条第1項及び第28条の2第1項において同じ。)又は、事業系廃棄物を排出するときは、規則で定める収集袋(以下「指定袋」という。)を使用しなければならない。

第22条の2 2 前項の規定により難いと市長が認めるとき又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長が別に定める方法により廃棄物を排出することが出来る。

#### 3) 第28条関連の改訂

あ) 第28条の見出しを「一般廃棄物処理手数料」を「廃棄物処理手数料」と改める。

い) 同条第1項を次のように改める

市が一般廃棄物を収集、運搬又は処分したときは、別表第1に規定する処理手数料を徴収する。——を  
市が行う一般廃棄物及び事業系廃棄物の収集、運搬又は処分にかかわる処理手数料は別表第1に定めるとおりとする。——と改訂する

う) 28条第2項中「その他特別の理由」を「その他の規則で定める事由」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「一般廃棄物処理手数料」を「廃棄物処理手数料」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

え) 3 既に納付した手数料は、還付しない。

お) 第28条の次に次の1条を加える。

第28条の2 市長は、前条第1項の規定による一般廃棄物及び事業系廃棄物の処理手数料を徴収したときは、当該者に指定収集袋を交付する。

#### 4) 別表第1の3の改訂

第22条の2第1項の規定により一般廃棄物を市が収集し、運搬し、及び処分するとき

一般家庭用指定ゴミ有料袋の値段

大袋40L———80円

中袋20L———40円

小袋10L———20円

ミニ袋5L———10円

### 2-2 条例改訂の違法性と請求の理由

今回の「改正条例」は、今まで別々に定義されていた「産業廃棄物」及び「事業系一般廃棄物」をまとめて「事業系廃棄物」と定義しなおし、今まで無料であった家庭用一般廃棄物を含めて有料指定袋の購入によって、その収集・運搬・処理に関する行政事務に手数料を徴収できるとするもので、手数料の徴収対象の改正である。事業者も、一般家庭・市民も全員ごみ処理手数料を支払う義務を生じせしめる改正である。

改訂条例で新たに追加された第22条の2で——占有者及び事業者は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。第28条第1項及び第28条の2第1項において同じ。）又は、事業系廃棄物を排出するときは、規則で定める収集袋（以下「指定袋」という。）を使用しなければならない。——ここで言う占有者とは、一般家庭市民のことである。更にこれに関連して改正された第28条は、市が行う一般廃棄物及び事業系廃棄物の収集、運搬又は処分にかかわる処理手数料は別表第1に定めるとおりとする。——と一般家庭からもゴミ処理手数料を徴収できると明記、改正されたのである。

地方自治法227条（手数料）は、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で、特定のもののためにするものにつき、手数料を徴収できるとしている。即ち、手数料とは、特定のものが市行政事務処理のサービスに対し支払うものと定められており、今回改正・施行されようとしている「改正条例」による、指定袋による不特定の市民全員からの手数料徴収は、これは手数料ではない。即ちこの改正は地方自治法に違反する条例改正であって、地方自治法2条16で規定される「法令に違反する事務処理・条例の制定、改正はできない。」であって、地方自治法2条17で規定される「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」に基づき改正は、無効である。これらの規定は、更に憲法94条で地方公共団体は法律の範囲で条例を制定できると明示され、地方自治法2条2の規定によれば、地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で、法律又はこれに基く政令により処理する事とされるものを処理する。とされ、上位法からも擁護されるものである。

また、有料袋の手数料の決定並びに運用面に於いても、地方自治法227条に違反しており、「改正条例」は無効である。藤沢市は一般家庭ゴミの収集にあたって、市民に1袋40円80円、20円40円、10円20円の有料指定袋の使用を義務付ける事によって、年間7億5千万の歳入を見込み、そのうち指定袋の製造、販売、収集等にかかる経費を（約3.5億円）を差し引き、残り約4億円程度を財源として活用する、としている（2006年7月、ごみ処理有料化導入についての藤沢市の広報誌）。つまり有料指定袋は、手数料名目で約3.5億円の経費の上に約4億円の経費以外の剰余金を上乘せし、これを環境基金として積み立てようとしているものである。これは、手数料名目で全市民から「ごみ間接税」とも言うべき新たな税金を徴収するようなもので、地方自治法227条違反の手数料徴収であるといわなければならない。

一方、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）は、第2条で、廃棄物を全体として定義し、産業廃棄物を詳細に定義し、その他廃棄物を一般廃棄物としている。第3条で事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物（産業廃棄物と事業系一般廃棄物）を自らの責任において、適切に処理し無ければならない。第4条で、市町村は、その区域内に置ける一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処

理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的運営に努めなければならない。としている。

一般廃棄物（事業系を含めて）については廃掃法第6条で市町村は、当該市町村の区域内での一般廃棄物処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を立てる。廃掃法6条2（市町村の処理）で、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生を含む）しなければならない。義務を負うと規定している。家族構成の差、事業規模の差等、負担の公平性などの概念は、存在しない。社会的基本的な生活権としての「生活環境の保全」を謳っているものである。

また、藤沢市は、ごみ処理有料化に係わる法的根拠として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革をはかるため、一般廃棄物の有料化の推進を計るべきある」という平成17年5月26日付け環境省告示43号を挙げている。然し、これは勧告であって、拘束力のある命令でも法令でもない。この勧告で指摘されているごみの減量、分別に関して藤沢市民の意識は高く、これまで、経済的インセンティブを加えなくても、全国でもトップレベルの分別減量が進んでおり、現に、減量・分別に関する環境省勧告の目標は、いずれも既に超過達成しているのである。

産業廃棄物に関しては廃掃法11条で事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。11条2で、市町村は、単独に又は協同して一般廃棄物と合わせて処理する事の出来る産業廃棄物、その他市町村が処理する事の必要であると認めるとき、産業廃棄物の処理をその事務として行う事が出来るとしている。これは例外的な緊急時を想定されたもので、市町村は原則、産業廃棄物を処理できないものと考えてよい。

即ち、市町村に関して言えば、以上より明らかに、一般家庭からの一般廃棄物の収集、運搬、処分、再生は市町村の義務的な無償の行政事務であって、下水道、上水道のように使用料（手数料で無い）を徴収できると言う明示的規定法令は存在しない。事業系一般廃棄物は、元來事業者の自己処理が原則であるものを、市町村が特定の者へのサービス行政事務として手数料を徴収している事になる。今までのごみ収集等に関する藤沢市の条例は見事にこの思想に合致したものであり、これは適法である。

然るに、今回の条例改訂は、家庭用一般廃棄物を産業廃棄物をも包含する事業系廃棄物と同列に手数料を徴収できるとしたものであって、明らかに違法である。

以上の理由により、

- 1 「改正条例」の施行に伴い原告らに強制的に課せられる、ごみ指定袋購入による手数料支払い義務はないとの確認を求める。
- 2 「改正条例」の一部条項が地方自治法、「廃掃法」に関して違法であり、無効であるとの確認を求める。

### 第3 (原告等の利害関係と当事者適格性)

原告等は、藤沢市に居住する住民で、家庭系一般廃棄物の排出者であり、本「改正条例」が施行されれば一般廃棄物の排出に際し、義務的に有料指定袋を購入せざるを得なくなる。将来にわたって、年間5000円から10000円の不当な負担増になる。

### 第4 (結び)

今回の条例改正は違法で、無効であることは明らかである。改正前のごみ収集等に関する藤沢市の条例は、事業系一般廃棄物に対してのみ、市町村が特定のものへのサービス行政事務に対して手数料を徴収していることになり、見事に地方自治法及び「廃掃法」の思想に合致したもので、これは適法である。

改訂後の条例は、事業系一般廃棄物のごみ処理手数料の増額改訂、今まで見過ごされてきた小規模事業者（月300KG以内無料、5000トン、5000事業所と推定される）の事業系一般廃棄物の収集手数料を厳格にしたが、これは適法であるし、今までの条例の延長上の改定である。然るに、本来、自治体の義務であって無料であるべき不特定・一般家庭のごみ収集・運搬・処理に関し、事業系一般廃棄物と産業廃棄物——「廃棄物」

と定義し直して——のそれと同一視して、ごみ手数料を強制的に徴収することにしてしまった。ごみ処理に関して全ての住民・事業者から手数料を取ることは、地方自治法での「手数料」の定義からして許されておらず、完全な違法であり、今回の条例改正は、無効である。個別に希望する家庭・占有者の戸別収集の手数料設定等の改正であれば適法である。排出者の公平負担と言いながら、自己処理を原則とされる産廃をも含むごみ排出事業者と、本来無料であるべき一般家庭の排出者間に「新たに公平で無い」無差別な負担を押し付けるものであり、これは、総額で年間7億にも達する、所謂「税金の二重取り」であり、ごみ減量、地球環境擁護等の名目は、なんであれ、地方自治法で禁止されている「寄付行為の強制」に近いものであり、地方自治法に違反する。

### 証拠方法

甲第 1号証 平成18年9月28日 藤沢市条例第19号 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の公布

甲第 2号証 旧条例 平成5年藤沢市条例第38号  
藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

追って、必要に応じ提出する

### 附属書類

- 1 訴状副本
- 2 甲第 1号証、2号証の写し